

沖縄県農作物種苗審議会の概要

1 担任する事務

沖縄県農作物種苗生産条例（令和4年沖縄県条例第 18 号）の規定に基づき、知見等の提供に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議すること。

2 設置根拠等

「沖縄県農作物種苗生産条例」第 8 条及び第 10 条（参照：資料 5）

「沖縄県農作物種苗審議会規則」（参照：資料 6）

3 提供依頼物（知見等）とは

県が有する種苗の生産に関する知見または種苗（知見等）

※ 具体的には、県農業研究センター等で所有している

- ① 県育成品種・系統の植物体（種苗）
- ② 島野菜等在来種の植物体（種苗）
- ③ 県が収集した植物体（種苗） 等

4 対象者（相手先）及び調査審議を行うケース

農作物の品種の育成又は種苗の生産を目的とする者から知見等の提供依頼を受けたとき

※ 対象者：民間企業、国、都道府県、個人等（幅広い）

5 具体的な調査審議の内容

相手先への知見等の提供が、本県農業の振興に資するかどうか（不利益を被ることがないか）についての調査審議を行う。

※ その際、個別具体的な知見等のご説明及び、相手先へ提供後の想定されるリスク等について、資料をご用意致します。

6 審議会に諮らず、知見等の提供ができるケース

知見等を提供しても、本県の農業の持続的な発展を妨げるおそれがないことが明らかである場合

※ これまでも国と実施している、共同研究（さとうきびの品種育成）等